

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

法令名	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定の取消
法令の定め	<p>第4条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>第5条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、認定農業者が前条第1項の認定に係る導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。)に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているため、処分基準は未設定。
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm)